

たちかぜ裁判、現職の幹部自衛官の内部告発で急展開

木元茂夫

昨年一〇月からはじまった「たちかぜ」裁判の控訴審は、新たな局面を迎えている。四月一八日の第五回口頭弁論で、現職の三等海佐（旧軍の海軍少佐）の内部告発の陳述書が、東京高裁に提出された。防衛省・自衛隊が、「すでに廃棄した」と主張していた「艦内生活実態アンケート」が実は存在し、隠されていた経緯が詳細に明らかにされたのである。「たかがアンケートでは」と思われる方が多いと思う。これは海上自衛隊独特の用語で「艦内生活実態アンケート」とは、たちかぜ艦内で暴行と恐喝を繰り返して受けて二〇〇四年一〇月二七日にT一等海士が自殺に追い込まれた事件の直後に、乗組員全員に提出させた事件に関する「申告書」のことであって、一般的なアンケートではない。

この申告書を整理して答申書（一番の横浜地裁で文書提出命令が出され開示された）が作成されたのである。しかも、アンケートは他人に見られない環境で書かれたものではなく、五く六人が一室に集められて書かされており、詳しく書くことと先輩隊員から文句を言われるという。それでも、自分の被害体験を詳細に記述した隊員もいた。もとなつているアンケートを公開せよ、というのは原告・弁護団には、まさに切実な要求なのである。

しかし、防衛省・自衛隊は、五月の段階では居直つていた。自衛隊の監察官に対して一次資料を保存しない、という指導がなされていたのに、当該監察官が、「監察官講習への出席は任意であり、本件全証拠によってもY一佐が同講習に出席していたことを認めることはできない」「当該発表内容は、……執務の参考になるもの程度であったと考えられ、Y一佐がどこまで真剣に聞いていたかも不明である」とする意見書を東京高裁に提出してきた。

私たちは六月四日、森本防衛大臣宛に抗議文を送った。

「……この一文は、自衛隊の無責任体質と責任回避の姿勢を象徴している。この文章を目にした時、私たちは怒りを抑えることができなかった。ここで言う『監察官講習』とは、まさに自衛官の自殺が年間一〇〇人前後にまで増加した時期に、海上自衛隊の監察官を対象とした講習で、『事故調査と民事訴訟』という報告もあつたのである。／防衛省・自衛隊が本件訴訟において、真実と責任の所在を明らかにしようとする良心を持つていなければ、率直に『出席していた』あるいは『出席していない』と言えはよいだけのことである。／それを『本件全証拠によっても……認めることはできない』とあえて言うのは、原告に向かって『あなたには、Y一佐が出席していたことを証明できないでしょう』と悪罵を投

げつけるに等しい行為と言わざるをえない。／意見書はさらに『当該発表内容は、……職務の参考になるもの程度であつたと考えられ、Y一佐がどこまで真剣に聞いていたかも不明である』と主張する。防衛省は、一等海佐（旧軍の大佐）という階級の幹部自衛官が、業務として出席していた講習会の内容を「どこまで真剣に聞いていたかも不明である」などとする文章を、平然と東京高裁に提出した。それが、どれだけ非常識な、言葉を極めて言えば恥知らずな行為であるか、その自覚もないのであろうか」

この抗議文がどれほどの効果があつたかはわからない。もちろん、弁護団も反論の意見書を提出した。しかし、六月一八日に新聞各紙が報道をはじめると防衛省の態度は次第に変化していった。この日の第六回口頭弁論では、次のようなやり取りがあつた。鈴木裁判長 国からは五月二五日付、控訴人からは六月八日付けで、これに対する書面をいただきました。これに対して、国のご意見は。

国側代理人 ○○○の証人尋問は必要ない、文書の提出も必要ないと考えます。

岡田弁護士 文書はあるのですか、無いのですか。まず、それを明らかにしてください。国側代理人 「御遺族への対応」は、「行政文書として存在します」と回答、「自殺した一

等海士の預金通帳の写しや、金融機関とT一等海士の間のやりとりの文書等」については、「行政文書としては存在していませんが、個人のメモ、手控えはあります」と回答。

ようやく防衛省は、一部の文書が保管されていることを認めたのである。しかし、「艦内生活実態アンケート」については、一言もコメントしなかつた。しかし、翌日の夜には杉本正彦海上幕僚長が記者会見をして、アンケートが保管されていることを認めたのである。森本防衛大臣も「遺憾の意」を表明した。

たちかぜ裁判は、現職自衛官の内部告発によつて、大きな転換点を迎えた。しかし、T一等海士の自殺が予見可能であつたにもかかわらず、海上自衛隊が有効な対策をとらなかつたことを認めさせるには、まだまだ多くの壁があり、これを一つ一つ超えていかねばならない。

私たちはすでに六万三〇〇〇人の署名をすでに東京高裁に提出しているが、再度、個人署名と団体署名に取り組む。八月二日夜六時半から横浜・関内の開港記念会館で提訴六周年集会を開催する。多くのみなさんの支援と参加を、心からお願いしたい。

（きもと・しげお／「たちかぜ」裁判を支える会）